別紙３　いじめ発生時の対応

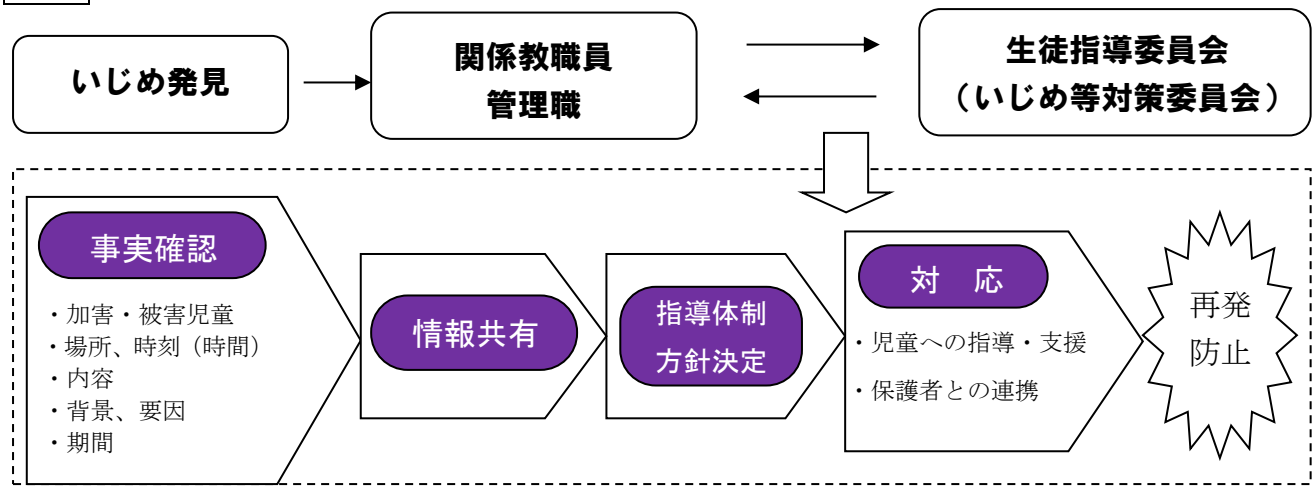

被害児童への対応

1　辛い気持を受け入れ、共感することで心の安定を図る。
2　「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ることを伝え、「仕返し」等の不安を取り除き、具体的支援内容を示し、学校は味方であることを示す。
3　必ず解決できる希望がもてることを伝える。
4　自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
5　自立を支援し、自己理解を深め、いじめを克服させる。

被害児童の保護者への対応

1　速やかに正確な事実を通知し、今後の対応について保護者の思いを聞き、誠意ある対応で信頼関係を構築する。
2　いじめを防止する方法について、保護者と協議する。
3　学校の方針への理解を求める。
4　今後も家庭との連携を図る。

加害児童への対応

1　頭ごなしに決めつけず、事実関係、いじめた気持ち、児童の背景にも目を向け指導する。
2　いじめは決して許されない行為であることを気付かせ、いじめられる側の気持を認識させ謝罪の気持ちを醸成させる。
3　毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させるとともに粘り強い指導を行う。
4　警察への相談通報すべき事案の場合は速やかに関係機関と連携する。
5　表面的な解決だけを見ず、加害者の抱える問題も十分に理解し、継続的に必要な指導を行う。

加害生徒の保護者への対応

1　速やかに正確な事実を通知し、家庭での話し合いを促す。
2　保護者の心情を理解し、訴えを十分に聞く。
3　いじめを防止する方法について、保護者と協議する。
4　具体的な助言を与え、立ち直りへ協力を求める。
5　被害児童への謝罪等について話し合う。

傍観者への対応（学級・学年等）

1　当事者だけの問題にとどめず、学級及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲介者への転換を促す。
2　見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
3　学級で被害児童の心の苦しさを理解させるとともに、止められなかった心の弱さにも焦点を当てながら指導する。
4　いじめに関するマスコミ報道や、体験事例、作文等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。